

検査書類限定型工事 特記仕様書

1. 本工事は、受発注者双方の検査事務の効率化を図るため、検査時に必要な書類を限定する「検査書類限定型工事」である。

2. 検査の方法

・検査時（完成以外の検査を含む）に下記の 10 種類に限定して書類検査を行う。

【10 種の検査書類】

①契約関係書類等 ^{※1}	⑥品質管理図、表
②施工計画書	⑦使用材料及び品質証明関係資料
③施工体制台帳、体系図	⑧残土及び産廃の処分地、処分量 ^{※2}
④段階確認書	⑨安全教育訓練実施資料
⑤出来形管理図、表	⑩工事写真

※1 契約関係書類等とは、契約書（金抜き設計書、図面、仕様書）、工事数量総括表及び変更契約関係書類（指示、協議・承諾、報告書）をいう。

※2 「処分地」は、運搬経路図や有料処分場の許可書の確認、「処分量」は、体積計算書、ダンプの運搬伝票又は有料処分場の伝票で確認する。

3. 書類の作成・提出

「土木工事書類作成提出要領（静岡県）」等に基づいて書類を作成・提出するものとする。

4. 適用除外

文書等により、改善指示等が発出された場合は、その時点で検査書類限定型工事の対象から除外する。